

住宅セーフティネット制度における居住支援について

国土交通省 住宅局 安心居住推進課 巽 弘樹



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

0

新たな住生活基本計画

○住生活をめぐる現状と課題に対応するため、「3つの視点」から「8つの目標」を設定し、施策を総合的に推進

①「社会環境の変化」 の視点

- 目標1 「新たな日常」、DXの推進等
- 目標2 安全な住宅・住宅地の形成等

②「居住者・コミュニティ」 の視点

- 目標3 子どもを産み育てやすい住まい
- 目標4 高齢者等が安心して暮らせるコミュニティ等
- 目標5 セーフティネット機能の整備

③「住宅ストック・産業」 の視点

- 目標6 住宅循環システムの構築等
- 目標7 空き家の管理・除却・利活用
- 目標8 住生活産業の発展

1

1

②「居住者・コミュニティ」の視点

目標5 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備

(1) 住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障害者、外国人等）の住まいの確保

（基本的な施策）

- 住宅セーフティネットの中心的役割を担う**公営住宅の計画的な建替え**等や、**バリアフリー化**や**長寿命化**等のストック改善の推進
- 緊急的な状況にも対応できる**セーフティネット登録住宅の活用**を推進。地方公共団体のニーズに応じた**家賃低廉化**の推進
- **UR賃貸住宅**について**多様な世帯のニーズに応じた**賃貸住宅の提供とともに、ストック再生を推進

(2) 福祉政策と一体となった住宅確保要配慮者の入居・生活支援

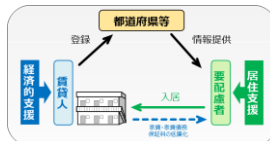
（基本的な施策）

- 住宅・福祉部局の**一体的・ワンストップ対応**による公営住宅等や生活困窮者自立支援、生活保護等に関する**生活相談・支援体制**の確保
- 地方公共団体の**住宅・福祉・再犯防止関係部局や居住支援協議会、居住支援法人等が連携**して、孤独・孤立対策の観点も踏まえ、住宅確保要配慮者に対する**入居時のマッチング・相談、入居中の見守り・緊急対応**等の実施
- 賃借人の死亡時に**残置物**を処理できるよう**契約条項を普及啓発**。多言語の入居手続に関する資料等を内容とするガイドライン等を周知

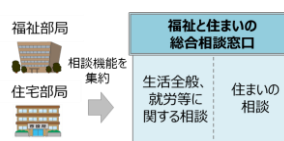
＜公営住宅の建替え＞



＜セーフティネット住宅の概要＞



＜福祉と住まいの総合相談窓口設置のイメージ＞



（成果指標）**居住支援協議会**を設立した市区町村の人口カバー率 25%（R2）→ 50%（R12）

2

2

住宅セーフティネット制度（住宅確保要配慮者の範囲）

法律で定める者

- ① 低額所得者
（月収15.8万円（収入分位25%）以下）
- ② 被災者（発災後3年以内）
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども（高校生相当まで）を養育している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

国土交通省令で定める者

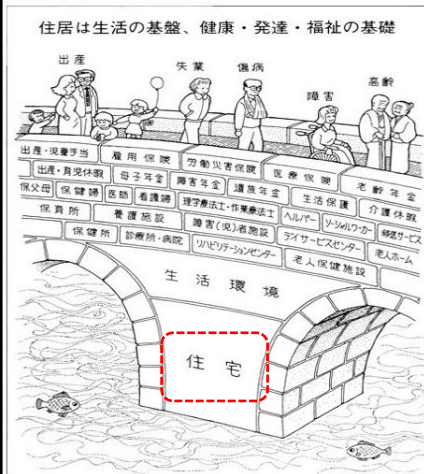
- ・ 外国人等
（条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者等、生活困窮者など）
- ・ 東日本大震災等の大規模災害の被災者
（発災後3年以上経過）
- ・ 都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者
※ 地域の実情等に応じて、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT、UIJTターンによる転入者、これらの者に対して必要な生活支援等を行う者などが考えられる。

3

3

住宅と福祉の関係

福祉は住宅にはじまり、住宅に終わる



(資料) 日本居住福祉学会HP

第1は

住居は人間生存の基盤であり福祉の基礎
ということである。

人生は一つの橋をわたるに似ている。
(略)

だが、ながい人生にはさまざまな生活上の事故が起きる。傷病、障害、失業、老齢その他。

そのとき、暮らしを支えてくれるのが、福祉国家における社会保障・社会福祉等の諸制度である。だが、**劣悪な居住条件の下ではこれらは十分機能しない。**

(出典) 早川和男「生活空間の使用価値と居住福祉資源の構造」

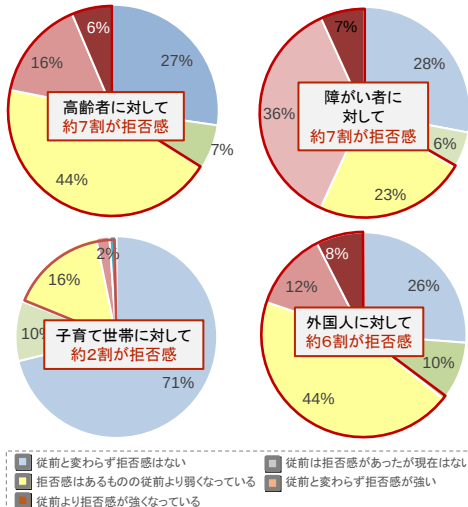
4

4

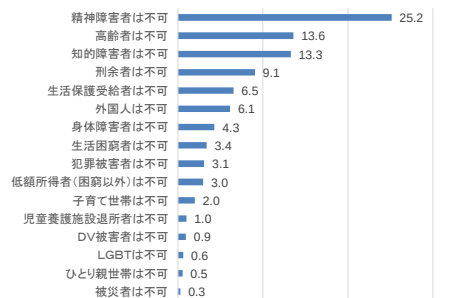
住宅確保要配慮者に対する賃貸人の入居制限の状況

○住宅確保要配慮者の入居に対し賃貸人の一定割合は拒否感を有しており、入居制限がなされている状況。
他の入居者・近隣住民との協調性に対する不安、家賃の支払いに対する不安等が入居制限の主な理由。

住宅確保要配慮者の入居に対する賃貸人の意識



入居制限の状況 (%)



入居制限する理由 (%)



出典：(令和3年度)家賃債務保証業者の登録制度等に関する実態調査報告書

5

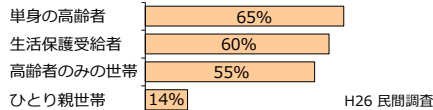
5

住宅セーフティネット制度の創設の背景(H29法改正時)

住宅確保要配慮者の状況

- ・高齢者の単身世帯が大幅増
(H27) 601万世帯 → (H37) 701万世帯
- ・若年層の収入はピーク時から1割減
【30歳代給与】(H9) 474万円 → (H27) 416万円
- ・子どもを増やせない若年夫婦
【理想の子ども数を持たない理由】
- 家が狭いから：16.0%
- ・特にひとり親世帯は低収入
【H26年収】ひとり親 296万円
⇔ 夫婦子育て世帯 688万円
- ・家賃滞納等への不安から入居拒否

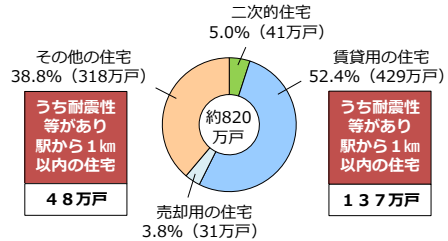
【大家の入居拒否感】



住宅ストックの状況

- ・総人口が減少する中で公営住宅の大幅増は見込めない
【管理戸数】
(H17) 219万戸 → (H26) 216万戸
- ・民間の空き家・空き室は増加傾向
(H15) 659万戸 → (H25) 820万戸

【空き家・空き室の現状】



空き家・空き室を活用し、住宅セーフティネット機能を強化

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)の一部を改正する法律

6

住宅セーフティネット制度の概要

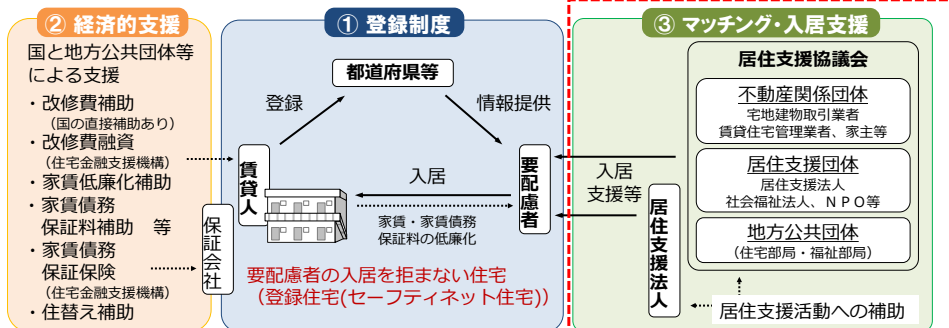
※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)の一部を改正する法律(平成29年4月26日公布 10月25日施行)

① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

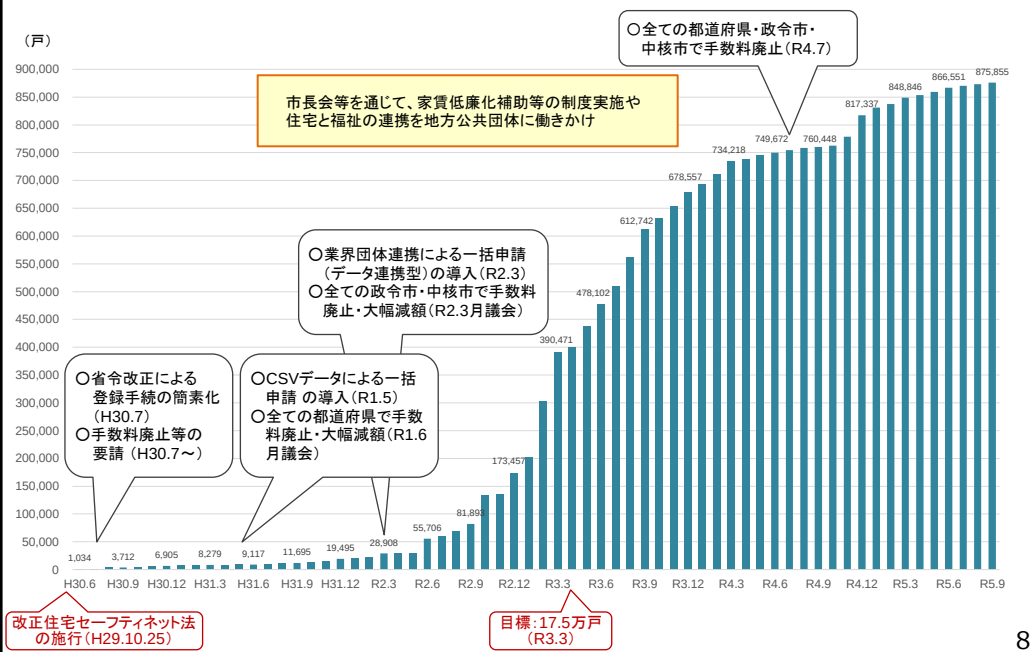
③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援 ⇒ 居住支援

【住宅セーフティネット制度のイメージ】



7

セーフティネット登録住宅の登録戸数の月別推移(H30.6～R5.9)※月末時点



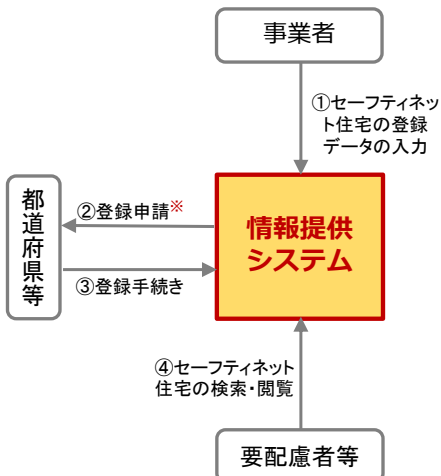
8

セーフティネット住宅情報提供システム(H29.10.20運用開始)

国では、セーフティネット住宅をWeb上で検索・閲覧・申請できるとともに、事業者による登録申請や地方公共団体における登録事務などを支援するための「**セーフティネット住宅情報提供システム**」※を広く提供。(平成29年10月20日より運用開始)

※<https://www.safetynet-jutaku.jp>

(画面イメージ)



※平成30年7月10日のシステム改修により、システム上での申請を可能とした。

9

9

居住支援法人制度の概要

居住支援法人とは

- ・居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
- ・都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

● 居住支援法人に指定される法人

- ・NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）
- ・社会福祉法人
- ・居住支援を目的とする会社 等

● 居住支援法人の行う業務

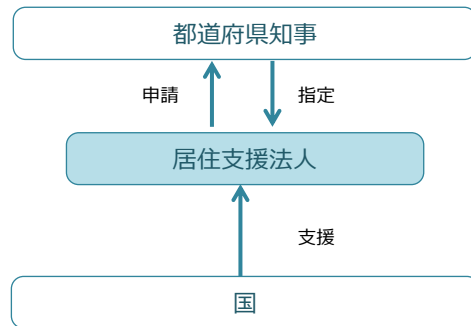
- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附随する業務

※ 居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではない。

● 居住支援法人への支援措置

- ・居住支援法人が行う業務に対し支援（定額補助、補助限度額1,000万円等）。
- ・[R5年度当初予算] 居住支援協議会等活動支援事業（10.5億円）

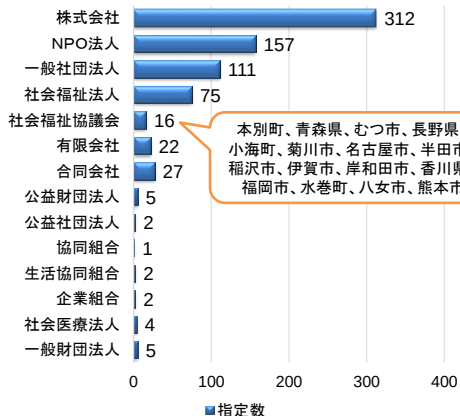
【制度スキーム】



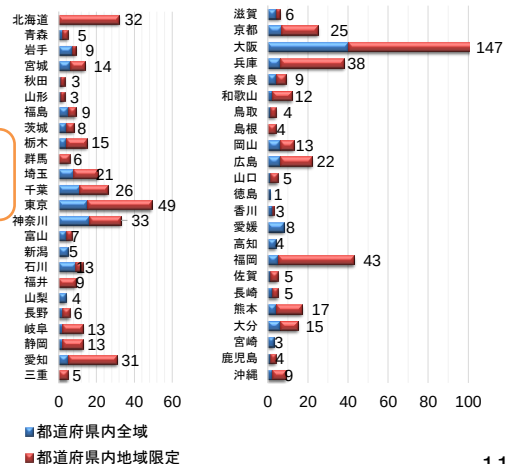
居住支援法人制度の指定状況

- 47都道府県 741法人が指定（R5.9.30時点）
- 法人属性別では、株式会社およびNPO法人の指定が多い状況（全体の約63%）
- 都道府県別では、大阪府が147法人と最多指定

■ 法人属性別

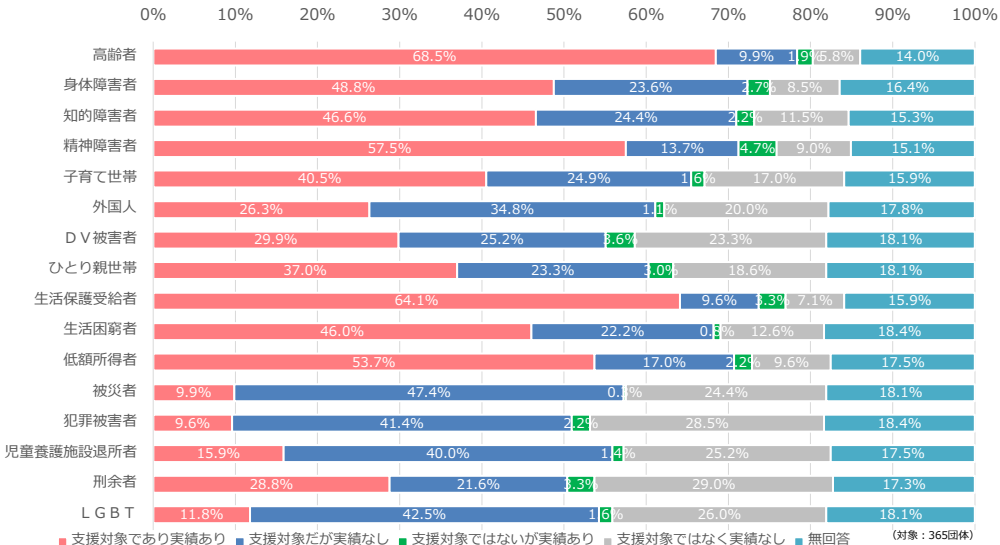


■ 都道府県別



【国交省アンケート結果】居住支援法人の支援対象

- 高齢者・障害者・生活保護受給者・低額所得者については、多くの居住支援法人において実績を有している
- 属性によりばらつきがあり、属性によっては約3割程度の居住支援法人で支援対象外となっているものもある

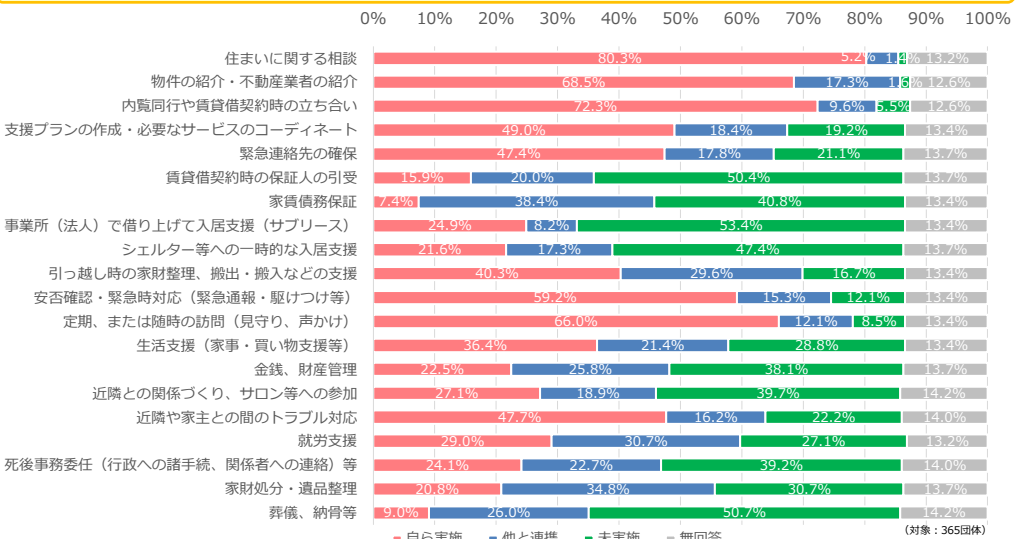


出典：令和4年度居住支援法人フェースシート調査（国土交通省）

12

【国交省アンケート結果】居住支援法人の支援内容

- 住まいに関する相談や物件・不動産業者の紹介など、住まいの確保を支援する居住支援法人は多い。
- 家賃債務保証や就労支援、死亡・退去時の支援については、自ら支援するだけでなく、他と連携して支援する居住支援法人が多い。

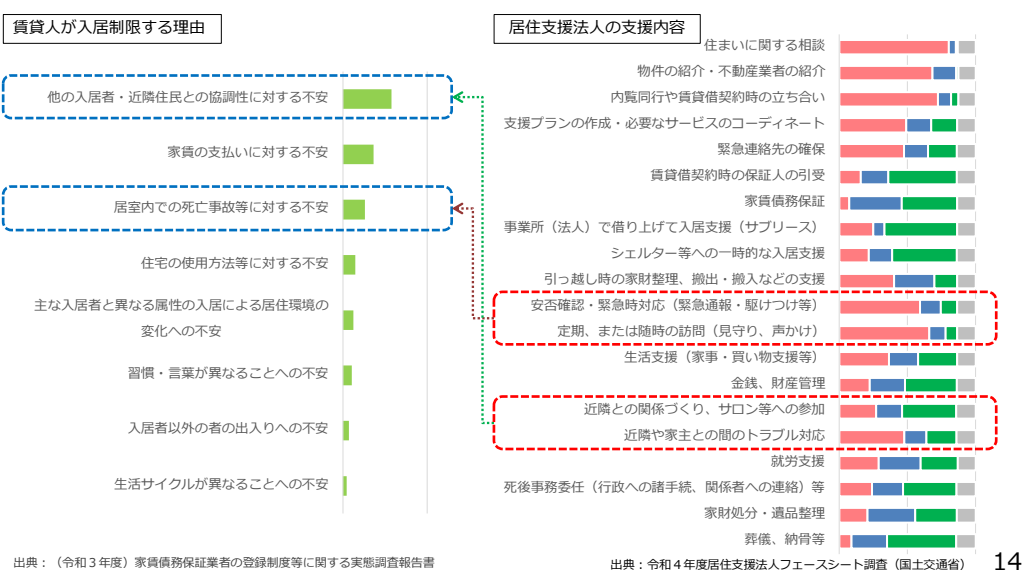


出典：令和4年度居住支援法人フェースシート調査（国土交通省）

13

賃貸人が入居制限する理由と居住支援法人の支援内容との関係

- 賃貸人が入居を制限する理由の多くは、居住支援法人の支援内容とマッチングできれば解消する可能性が高い
- 居住支援法人の支援により入居を制限する理由が解消されれば、賃貸人も住宅を貸すことを検討できる



居住支援協議会の概要

- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会※を設立
- 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施

概要

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条第1項に基づき協議会

(1) 設立状況 132協議会が設立（令和5年9月30日時点）

- 都道府県（全都道府県）
- 市区町（90市区町）

札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、山形市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、豊島区、北区、中野区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、大田区、世田谷区、江戸川区、目黒区、渋谷区、八王子市、府中市、調布市、町田市、西東京市、立川市、日野市、狛江市、多摩市、小金井市、武蔵野市、あきる野市、川崎市、横浜市の、鎌倉市、相模原市、藤沢市、座間市、茅ヶ崎市、厚木市、岐阜市、菊川市、越前市、小海町、名古屋市の、岡崎市、瀬戸市、豊田市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、摂津市、吹田市の、神戸市の、宝塚市の、姫路市の、広島市の、廿日市市の、東みよし町の、東温市の、北九州市、福岡市の、中間市の、大牟田市の、うきは市の、直轄地区（直方市・宮若市・鞍手町・小竹町）、久留米市、みやま町、竹田市の、豊後大野市の、熊本市、合志市の、日向市の、とくしま（徳之島町・天城町・伊仙町）、霧島市の、奄美市の

(2) 居住支援協議会による主な活動内容

- ・メンバー間の意見・情報交換
- ・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
- ・住宅相談サービスの実施（住宅相談会の開催、住宅相談員の配置等）
- ・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
- ・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

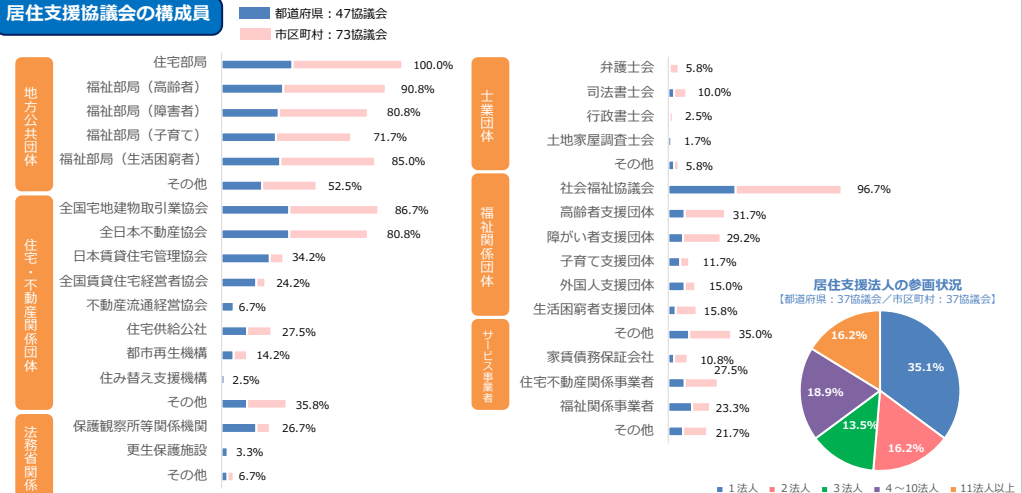
(3) 支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援
〔令和5年度予算〕
居住支援協議会等活動支援事業（10.5億円）

【国交省アンケート結果】居住支援協議会の構成員

- ほぼ全ての居住支援協議会で、住宅部局・福祉部局が参画しているほか、社会福祉協議会も多く参画している。
- 構成員に居住支援法人を含む居住支援協議会は74協議会。市区町村居住支援協議会では、37協議会において、平均2.5法人が構成員となっている。

居住支援協議会の構成員



出典：令和4年度居住支援協議会フェースシート調査（国土交通省）

16

16

居住支援の促進に関する取組一覧（令和5年度）

財政支援

～持続可能なビジネスモデルへの転換を目指す～

■居住支援協議会等活動支援事業

- 居住支援協議会、居住支援法人等が行う居住支援活動を対象に国が必要な費用を補助

情報支援

■居住支援全国サミットの開催

- 平成24年度より厚生労働省と共催にて毎年開催
- 国における施策や全国の先進的な取組について情報提供

■居住支援研修会、居住支援法人リーダー研修会

- 居住支援法人や自治体を対象に、国における施策や各団体の取組事例を交えた研修会を実施
- 各地域におけるリーダー人材の育成を目的に研修会を実施

■居住支援協議会設立・活性化の手引き

- 居住支援協議会設立に向けた手引きを作成
- HP等を通じて、各自治体へ紹介

■居住支援協議会設立事例ビデオ

- 居住支援協議会の設立意義・ノウハウ～具体的な取組等を紹介
- 作成したビデオ教材は高齢者住宅財団HPにおいて公開

■居住支援メールマガジン

- 居住支援に役立つ情報を定期的に配信（約2,000アドレス）

伴走支援・個別支援

～「顔の見える関係」で住宅と福祉の垣根を取り払う～

■居住支援協議会伴走支援プロジェクト

- 協議会の設立や活性化に意欲のある自治体等を対象にハンズオン支援を実施（R3：9自治体、R4：6自治体）
- R5年度は2都道府県・4市区町村を採択予定

■都道府県や市区町村による取組への個別支援

- 自治体・地方支分局の相談・要請に応じて、個別に支援

■居住支援法人アドバイス事業

- 指定を受けようとする居住支援法人等を対象にハンズオン支援を実施（R4：5団体）

自治体支援・連携

～各団体の有する活動のノウハウや課題を共有～

■地域別の居住支援会議の開催

- R4年度は、伴走支援プロジェクトの支援対象を拡充し、都道府県単位での居住支援体制の検討を支援
- R5年度も、伴走支援プロジェクトにおいて引き続き都道府県単位での居住支援体制の検討を支援

■住まい支援の連携強化のための連絡協議会

- 厚生労働省、国土交通省、法務省の関係部局及び各関係団体による情報共有・協議を行う協議会を開催
- 地方ブロック単位でも地方厚生局、地方整備局、地方更生保護委員会等が連携して、情報交換やヒアリング等を実施

17

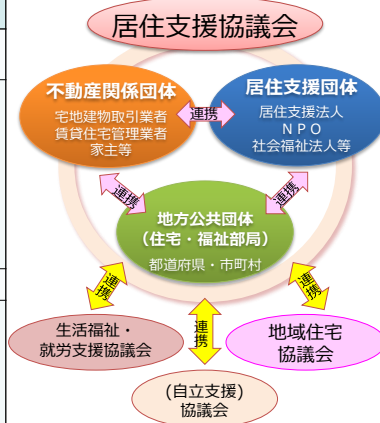
17

居住支援協議会等への活動支援

令和5年度当初予算：10.5億円

居住支援協議会、居住支援法人または地方公共団体等が行う、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動等に係る事業に対して支援を行う（事業期間：令和2年度～令和6年度）

居住支援協議会等活動支援事業	
事業主体	住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会、居住支援法人または地方公共団体等
補助対象事業	① 入居前支援（相談窓口の開設や不動産店・内覧の同行等） ② 入居中支援（見守りや生活相談、緊急時対応等） ③ 死亡・退去時支援（家財・遺品整理や処分、死後事務委任等） ④ セミナー・勉強会等の開催（制度や取組等の周知普及） ⑤ 関係者間のネットワーク形成や拡充に資する取組み ⑥ 地方公共団体において、住まいを含む総合相談窓口を設置する等、住宅・福祉の連携によるモデル的な体制を整備 等
補助率・補助限度額	定額 10,000千円/協議会等（なお、外国人の入居の円滑化に係る活動、孤独・孤立対策としての見守り等、空き家等を借りてサブリース方式で支援付きのセーフティネット住宅の運営、アウトリーチ型による入居支援、入居後支援を実施する団体との連携または賃貸借契約もしくは家賃債務保証契約における緊急連絡先の引受けを実施する場合は12,000千円/協議会等）



居住支援協議会

- ・地方公共団体、不動産関係団体、居住支援法人等が連携して協議会を設立
- ・設立状況：132協議会（全都道府県・90市区町）が設立（R5.6.30時点）

居住支援法人

- ・都道府県が、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）、社会福祉法人、居住支援を目的とする株式会社等を指定
- ・設立状況：716者（47都道府県）が指定（R5.6.30時点）

下線部は令和4年度補正予算における拡充事項

18

18

住まい支援の連携強化のための連絡協議会

○生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、刑務所出所者等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉分野・住宅分野等のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省、法務省の関係局及び各関係団体による情報共有や協議を行う「標記連絡協議会」を設置。 ※平成28～30年度に5回、厚生労働省及び国土交通省の局長級を構成員とする連絡協議会を開催

構成員

<厚生労働省>

子ども家庭局長
社会・援護局長
障害保健福祉部長
老健局長

<国土交通省>

住宅局長

<法務省>

矯正局長
保護局長
※ 出入国管理庁はオブザーバー参加

<福祉関係>

- ・全国社会福祉協議会
- ・一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク
- ・特定非営利活動法人ホームレス支援全国ネットワーク
- ・特定非営利活動法人日本相談支援専門協会
- ・公益社団法人全国老人福祉施設協議会
- ・全国児童養護施設協議会
- ・全国母子寡婦福祉団体協議会
- ・一般社団法人全国地域生活定着支援センター協議会

<住宅・不動産関係>

- ・一般社団法人全国居住支援法人協議会
- ・公益財団法人日本賃貸住宅管理協会（日管協）
- ・公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（ちんたい協会）
- ・公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会（全宅連）
- ・公益社団法人全日本不動産協会（全日）

<矯正・保護関係>

- ・更生保護法人全国更生保護法人連盟
- ・認定特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構

開催状況

- 第1回連絡協議会（令和2年8月3日開催）
- 第2回連絡協議会（令和3年6月22日開催）
- 第3回連絡協議会（令和4年7月6日開催）

19

19

住まい支援における課題の把握に関するワーキンググループ

○ 住宅確保要配慮者の居住支援については、国土交通省、厚生労働省及び法務省において、それぞれ支援策等を講じているものの、未だ住宅確保が容易ではない状況があることから、住宅分野と福祉分野との連携強化など、住宅確保要配慮者が円滑に住まいを確保できる環境の整備に向けて、住まい支援の現場における課題の把握・共有を目的として、3省の関係課並びに関係団体から構成される「**住まい支援における課題の把握に関するWG**」を設置※し、2022年4月から10月までの間に全6回にわたって意見交換を実施。

※3省関係部局の局長級及び関係団体から構成される「住まい支援の連携強化のための連絡協議会」の下に設置

○ WGにおいて委員から発言のあった、住まいの支援の現場における実践的な取組やそこから見てきた具体的な課題について、「①**住宅確保要配慮者の住まいに関する相談**」、「②**住宅確保要配慮者向け住宅の確保**」、「③**入居中の居住支援**」の3つのテーマに大別して整理。

開催概要

【第1回(4月25日)】 テーマ:生活困窮者 【第2回(5月25日)】 テーマ:高齢者、障害者 【第3回(6月23日)】 テーマ:ひとり親、ケアラー
【第4回(7月25日)】 テーマ:自治体 【第5回(8月29日)】 テーマ:刑務所出所等 【第6回(10月11日)】 テーマ:不動産

WG構成員

<厚生労働省>

社会・援護局 総務課、保護課 保護事業室
地域福祉課 生活困窮者自立支援室
障害保健福祉部 障害福祉課
老健局 高齢者支援課
子ども家庭局 家庭福祉課

<国土交通省>

住宅局 住宅総合整備課、安心居住推進課

<法務省>

保護局 更生保護振興課 地域連携・社会復帰支援室

<自治体>

大牟田市、座間市

<福祉関係>

・全国社会福祉協議会
・一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク
・特定非営利活動法人 ホームレス支援全国ネットワーク
・特定非営利活動法人 日本相談支援専門協会
・公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
・全国児童養護施設協議会
・全国母子寡婦福祉団体協議会
・一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会
・一般財団法人 高齢者住宅財団

<住宅・不動産関係>

・一般社団法人 全国居住支援法人協議会
・公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会
・公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会
・公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会
・公益社団法人 全日本不動産協会

<矯正・保護関係>

・更生保護法人
・全国更生保護法人連盟
・認定特定非営利活動法人
・全国就労支援事業者機構

20

20

住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会 (厚生労働省、国土交通省、法務省による合同設置)

検討会の概要

【趣 旨】

生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親世帯、刑務所出所者などの住宅の確保に配慮を要する方々（住宅確保要配慮者）が安心して生活を送るためには、**生活の基盤となる住まいを確保することが重要**であり、今後の単身高齢世帯等の増加により、住宅確保要配慮者の居住ニーズは高まることが見込まれる。

このため、厚生労働省、国土交通省、法務省の3省合同による本検討会を設置し、**住宅確保要配慮者の円滑な住まいの確保や、住宅政策と福祉政策が一体となった居住支援機能等のあり方について検討**する。

【事務局】

厚生労働省、国土交通省、法務省

検討項目

- 住宅確保要配慮者のニーズに対応した住宅を確保しやすくする方策
- 住宅確保要配慮者が円滑に入居でき、かつ適切な支援につなげるための方策
- 入居後の生活支援まで含めた、住宅確保要配慮者に対する居住支援機能のあり方
- 大家等が安心して貸せる環境整備のあり方

スケジュール

令和5年7月3日 第1回検討会を開催。令和5年秋頃に、中間とりまとめを予定。

委員等（順不同、敬称略）◎座長

【委 員】

◎大月 敏雄 東京大学大学院工学系研究科 教授
井上 由起子 日本社会事業大学専門職大学院 教授
常森 裕介 東京経済大学現代法学部 准教授
中川 雅之 日本大学経済学部 教授
三浦 研 京都大学大学院工学研究科 教授
矢田 尚子 日本大学法学部 准教授
奥田 知志 (一社) 全国居住支援法人協議会共同代表 副会長
NPO法人抱樸 理事長
早野 木の美 (公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 主任研究員
荻野 政男 (公財) 日本賃貸住宅管理協会 常務理事
岡田 日出則 (公社) 全国宅地建物取引業協会連合会 理事
三好 修 (一社) 全国居住支援法人協議会共同代表 副会長
(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会 前会長
出口 賢道 (公社) 全日本不動産協会 常務理事
金井 正人 社会福祉法人全国社会福祉協議会 常務理事
稲葉 保 更生保護法人全国更生保護法人連盟 事務局長
林 星一 座間市福祉部参事兼福祉事務所長兼地域福祉課長
加藤 高弘 名古屋市住宅都市局住宅部長

【オブザーバー】

独立行政法人 都市再生機構
独立行政法人 住宅金融支援機構

21

21

本検討会における検討の方向性（案）

「住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会」
(R5.7.3第1回資料)（抜粋）

1. 住宅確保要配慮者のニーズに対応した住宅を確保しやすくする方策

- 住宅確保要配慮者のニーズに対応するセーフティネット住宅等の拡大
（例）戸建て空家、小規模な住宅、公営住宅ストックの活用など
- 居住支援法人による、要配慮者への住宅提供を促進する効果的な取組

2. 住宅確保要配慮者が円滑に入居でき、かつ適切な支援につなげるための方策

- **地方公共団体**の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産事業者等との連携強化
- 住まいの確保にあわせて、福祉サービスにつなげるための相談窓口機能の効果的な取組
- 福祉サービスを含む入居支援の充実

3. 入居後の生活支援まで含めた、住宅確保要配慮者に対する居住支援機能のあり方

- **地方公共団体**による要配慮者の特性に応じた生活支援や福祉サービスの充実、それを担う居住支援法人の拡大
- 住まいと生活支援を一体的に提供する仕組みの推進
- 地域とつながる居場所づくりの取組の推進

4. 大家等が安心して貸せる環境整備のあり方

- 孤独死や残置物処理等の大家の不安軽減に資する、居住支援法人による関与の推進
- 緊急連絡先の確保や家賃債務保証を利用しやすくする環境整備

22

22

居住支援メールマガジンにご登録ください！！

- 国土交通省住宅局安心居住推進課では、2019年2月に居住支援メールマガジンを創設しました。
- 居住支援に役立つ情報を地域で居住支援に取り組む人々に直接配信しています！

登録方法

- ◆ ご所属・お名前を記載いただき、下記アドレスまでご連絡ください。
- ※配信停止・配信先変更も同じアドレスです。



hqt-housing-support@ki.mlit.go.jp

誰でも配信できます！！

- ◆ このメールマガジンでは、みなさまの活動についても配信しております。
- 掲載希望の内容などございましたら、左記アドレス（登録と同じ）までご連絡ください！！

官・民、住宅・福祉問わず、
約2,000アドレスが登録されています！！

- ◆ 過去のアーカイブ
http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr3_000019.html

23

23